

ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた 大滝ダム【直轄管理区間】の基本的考え方(Ver.1)

策定 令和7年8月8日

本基本的考え方は、ドローン物流(ドローンを活用した荷物等配送)における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」(以下、「ガイドライン」という。)を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

(基本的事項)

1. 関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)「ドローン情報基盤システム2.0(DIPS2.0)」(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)も参考に、最新の情報を確認すること。

(河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応)

2. 河川法上の許可等について

河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、他の河川利用者による利用を妨げるものでなければ、河川区域内の土地の使用及び河川上空(河川区域内の上空)においてドローンを飛行させる場合、河川法上の許可等の手続きは特段必要ない。

なお、大滝ダム【直轄管理区間】においては、以下の区域においてドローンの飛行を制限している。奈良県吉野郡川上村大滝地先(別紙-1の地図のとおり)

ただし、高水敷や堤防等の河川区域内の土地に離着陸、中継等のための施設などを設置し、排他的・継続的に使用する場合、河川法上の許可等の手続きが必要となる。河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地(民有地等)もあることから、土地所有者を確認すること。

(「排他的」とは、他の河川利用者の使用を排除し、自由な使用に優先して独占的に使用することをいう。「継続的」とは、河川上空の使用が相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われることをいう。)

紀の川ダム統合管理事務所が管理する河川区域内の土地については、以下の申請先に必要な手続きなど確認すること。

申請先:紀の川ダム統合管理事務所大滝ダム管理支所(電話番号 0746-53-2601)

(大滝ダムの直轄管理区間は別紙-2の地図のとおり)

また、河川区域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、河川管理上の支障が生じない

ようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理すること。

3. 事故防止

河川上空をドローン物流で活用する場合、河川利用者や河川に設置している施設(施設利用者を含む)への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

4. 事故対応

事故が発生した場合には、事故の概要を速やかに所管の河川事務所等や関係機関に連絡するとともに、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理し、河川事務所等から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

大滝ダム【直轄管理区間】を所管する紀の川ダム統合管理事務所の連絡先は以下の通り。

連絡先:紀の川ダム統合管理事務所大滝ダム管理支所 (電話番号 0746-53-2601)
(大滝ダムの直轄管理区間は別紙-2 の地図のとおり)

5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物は、その施設ごとに法令手続きや関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流の運航事業者等において必要な手続き等を実施する必要がある。その場合、河川事務所等に関係者の有無、占用許可受者等の情報提供を求めることができる。等の河川横断工作物の通過に伴う法令手続きや関係者との調整が必要となる場合があることから確認すること

6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されること、また、ラジコン飛行場等として利用されている場合にはラジコン等を飛行させる者との調整が必要となることから、ドローン物流の運航事業者等は河川の利用状況を把握すること。河川区域内の催しや工事等については、河川事務所等から提供している情報を確認するとともに、必要に応じて河川事務所等に情報提供を求めることができる。

大滝ダム【直轄管理区間】の河川区域内で開催されるイベント等情報については以下の連絡先に確認し情報把握を行うこと。

大滝ダム【直轄管理区間】を所管する紀の川ダム統合管理事務所の連絡先は以下の通り。

連絡先:紀の川ダム統合管理事務所大滝ダム管理支所 (電話番号 0746-53-2601)
(大滝ダムの直轄管理区間は別紙-2 の地図のとおり)

(飛行高さ及び運航調整)

7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とし、当該距離を確保可能な高度で飛行すること。また、河川事務所等がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じることがあり、河川事務所等が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に参加すること。

よって、事前に別紙-3(使用届出書)を下記に提出すること。

紀の川ダム統合管理事務所大滝ダム管理支所（電話番号 0746-53-2601）

8. 緊急時の飛行

洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、河川事務所等による被災状況調査や緊急物資の輸送を行う際、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じた場合は、河川事務所等からの調整に応じること。

(その他)

9. 各河川における情報提供など

紀の川ダム統合管理事務所ホームページ

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kinokawa/index.php>

※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。

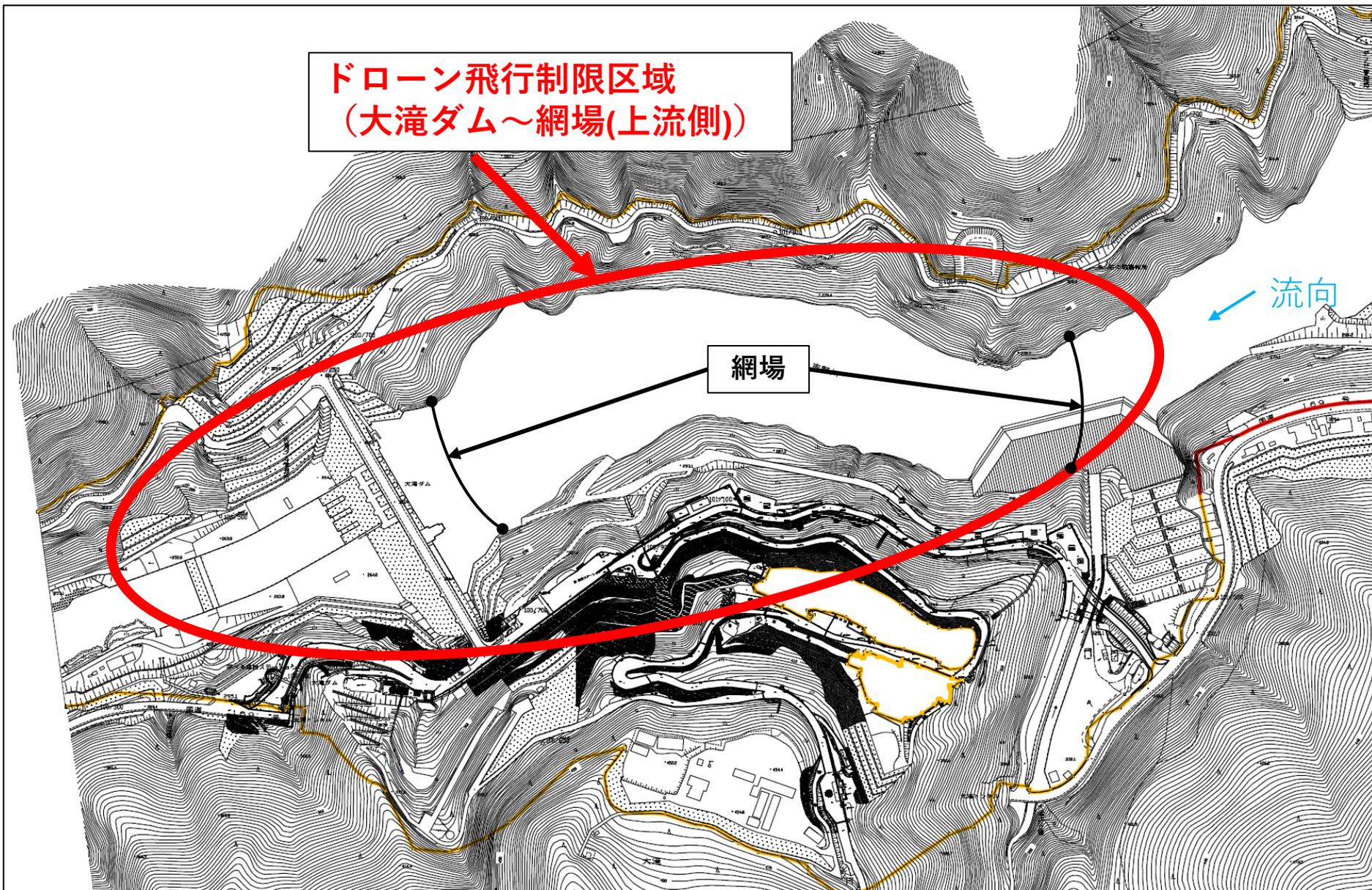
- ・「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの観点からドローン物流事業を計画する者をいう。
- ・「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。
- ・「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス提供者など運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供する者及び配送先における配達人等をいう。

大滝ダムドローン飛行制限区域（別紙-1）

ドローン飛行制限区域
(大滝ダム～網場(上流側))

流向

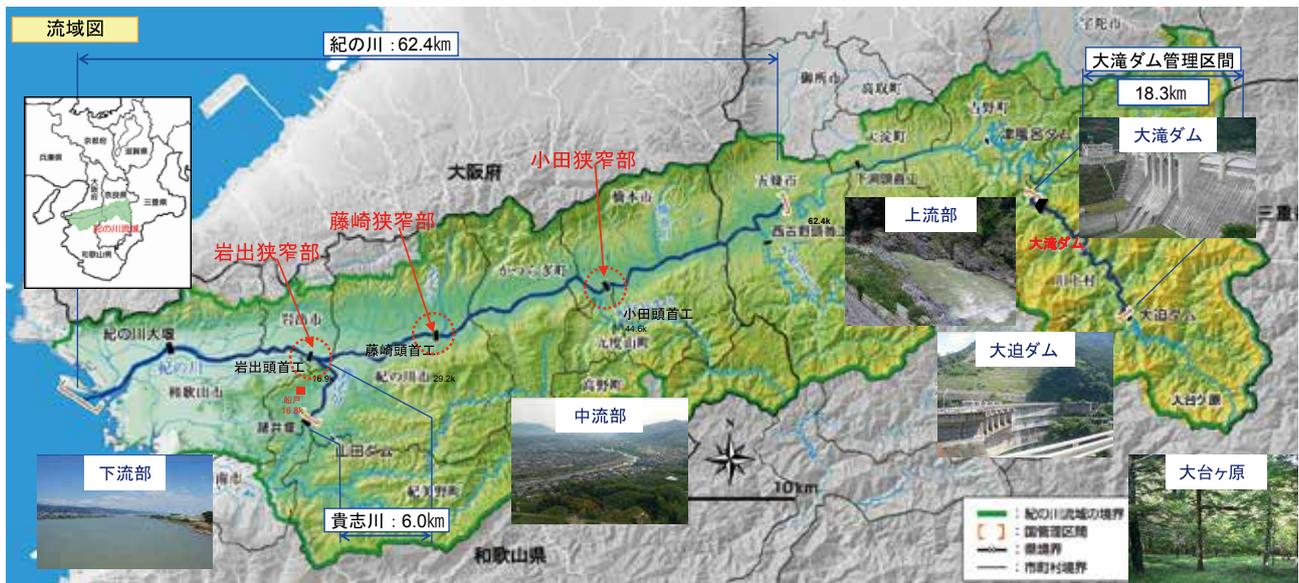
網場



大滝ダム直轄管理区間（別紙－２）

紀の川流域の概要

- 流域面積：1,750km²（和歌山市の約8倍）（大滝ダム流域面積（大迫ダム114.8km²含む）：258km²）
- 幹線流路延長：136km（国管理区間 本川62.4km、貴志川6.0km、大滝ダム区間18.3km）
- 基本高水等：基準地点船戸（1/150）基本高水ピーク16,000m³/s、河道配分12,000m³/s、洪水貯留施設4,000m³/s
- 河川整備計画目標：船戸地点8,500m³/s（戦後最大洪水伊勢湾台風）、大滝ダム2,500m³/s（当面1,200m³/s）定量放流
- 流域市町村：8市8町4村（和歌山県内5市4町、奈良県内3市4町4村）
- 流域市町村人口：約67万人（下流の和歌山市に流域内人口・資産の約半分が集中）
- 年間降水量は、大台ヶ原を有する上流部に多く（約2,100mm、下流部に従って少なくなる（約1,400mm）（全国平均1,600mm）
- 狭窄部には、農業用の取水堰が存在、中上流部を中心に堤防未整備箇所が存在



大滝ダム貯水池内使用届

令和●年●月●日

紀の川ダム統合管理事務所
大滝ダム管理支所長 殿

【届出者】

●●事務所

●●課長 ●● ●●

住所：

連絡先：

標記の件につきまして●●を目的として大滝ダム貯水池内においてドローンを使用するので届出を提出します。

■使用期間 : ●月●日～●月●日■

■使用場所 : 奈良県●●市●●地先～奈良県●●市●●地先

■飛行高 : 水面から●●mの高さで飛行